

# 福岡県公報

平成22年2月19日  
第3076号

## 目次

告示(第309号 - 第314号)

土地区画整理事業の換地処分の完了の届出	(都市計画課)	.....	1
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	.....	1
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	.....	2
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	4
道路の供用の開始	(道路維持課)	.....	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	.....	4
公 告			
意見募集の結果の公示	(労働政策課)	.....	5
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(住宅計画課)	.....	5
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(住宅計画課)	.....	5
宅地建物取引業者の事務所の不確知	(建築指導課)	.....	5
公安委員会			
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	.....	5
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	.....	6
正 誤			
目次(平成22年1月4日福岡県公報第3057号)中正誤		.....	7

## 告 示

福岡県告示第309号

福岡都市計画事業月の浦西土地区画整理事業の施行者である西日本鉄道株式会社から、換地処分を完了した旨の届出が平成22年2月2日付けであったので、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定により公告する。

平成22年2月19日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第310号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年2月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 起業者の名称  
福岡市
- 事業の種類  
福岡市室見複合施設建設事業
- 起業地
  - 収用の部分  
福岡県福岡市早良区室見三丁目地内
  - 使用の部分  
なし
- 事業の認定をした理由
  - 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について  
本件事業は、土地収用法第3条第22号に掲げる「社会教育法(昭和24年法律第207号)による公民館」及び同条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
  - 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について  
公民館は社会教育法第21条第1項の規定により「市町村が設置する」こととされており、また、老人いこいの家は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条に規

定期発行日 毎週月水金曜日  
〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
〔作成〕〒812-0041 福岡市博多区吉塚8丁目2番15号  
福岡県 総務部行政経営企画課 (電話) 092-643-3030  
株式会社西日本新聞印刷 (電話) 092-611-4431

定する普通公共団体が設置する公の施設に該当するため、福岡市は本事業を施行する権能を有する主体であると認められる。

また、福岡市は事業用地の先行取得を福岡市土地開発公社に依頼し、同公社は平成21年度の事業計画において本事業用地取得に係る予算措置を講ずるとともに、福岡市はこれに対する債務保証を行っていることから、本事業は土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本事業は、福岡市が同市早良区室見三丁目地内において、室見公民館及び室見校区老人いこいの家の複合施設の建設を行うものである。

室見公民館は昭和37年度に建設された旧西保健所を昭和55年から使用しているものであり、室見校区老人いこいの家は旧西保健所敷地に昭和54年度に建築されたものであるが、両施設ともに狭隘であるうえ、老朽化しており、住民の利用に支障を来している。また、室見校区の西端部に位置しており、利便性に劣っていることから、両施設の移転が必要となっている。

そこで、福岡市においては、両施設の改築の時期が重なったこと、土地の有効利用が図られること、従前と同様に両施設の相互利用を図ることで世代間交流による社会教育活動等の充実が期待できることなどに鑑み、複合施設を建設することとしたものである。

ア 本事業の施行により得られる利益については、青少年、婦人、高齢者等に生きがいを与え、生活文化の振興、社会福祉の増進、地域住民相互間の連帯意識の高揚等に大きな成果を上げることができ、また、世代間交流が活発になり社会教育活動等の充実が期待できるほか、室見地区のコミュニティ活動の拠点施設として、今後の地区活性化の中心となることも期待できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、住民の利便性、環境、工事施工の難易度、事業費の面等から3案について検討を行っ

たうえで、住民の利便性が高く、環境が良好であり、工事の施工性に優れ、事業費も3案中最小となる、社会的、技術的、経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、両施設ともに住民の利用に支障を来しており、住民からも改築等の要望が出されていることなどから、本事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった福岡市室見複合施設建設事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市早良区役所（総務企画課）

福岡県告示第311号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成22年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 起業者の名称

大任町

2 事業の種類

花公園整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

福岡県田川郡大任町大字今任原字天ヶ鶴及び字井ヒノ口地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である大任町は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、平成21年度一般会計予算により既に財源措置を講じているので、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、大任町が同町大字今任原字天ヶ鶴及び字井ヒノ口地内において、現在整備中の温泉施設を併設した物産館と一体となった観光の振興を図るため、花公園を整備するものである。

大任町においては、平成元年から「花いっぱい運動」をキャッチフレーズに各種イベントを行い、花の種、花の苗を配るなど、町おこしを推進してきた結果、桜街道、古墳公園のチューリップ等の見学に訪れる観光客で賑わいを見せるようになっている。今後も、第3次大任町総合計画に掲げている「花いっぱい運動」の充実を実現し、「花の町大任」としてイメージアップを図るため、四季折々の花を觀賞できる憩いの場となる施設が必要となっている。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、物産館と一体となって大任町の観光の拠点となり、観光客の大幅な増加が見込まれるとともに、地域に対する

理解と親しみを深めることが期待できるなど、観光の振興と地域の活性化に相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ なお、本件事業に係る起業地は農業振興地域に含まれており、農業振興地域整備計画の変更が必要となるが、福岡県知事からやむを得ないとの意見書を得ており、当該計画との整合性は保たれる。

エ また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、立地条件、工事の難易度、事業費の面等から3案について検討を行ったうえで、立地条件に優れ、造成工事が不要で、事業費が少ないなど、社会的、技術的、経済的に優れた案を採用している。

オ 以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、第3次大任町総合計画に掲げている「花いっぱい運動」の充実を実現するための事業であることなどから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本件事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、大任町から申請のあった花公園整備事業について、土地収用法第20

条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所  
大任町役場（事業課）

福岡県告示第312号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県 道	宮ノ浦 前 原 線	前	糸島市志摩馬場1144番3 先から 同市志摩馬場1142番1先 まで	13.0 ～ 39.0	170.6
			後	同上	10.5 ～ 22.0	170.6
			前	糸島市志摩馬場1118番8 先から 同市志摩馬場1114番3先 まで	12.0 ～ 23.0	91.8
			後	同上	12.0 ～ 18.0	91.8
			前	八女市黒木町木屋3814番 1先から 同市黒木町木屋2830番2 先まで	7.4 ～ 13.5	303.1

八 女	一 般 国 道	442 号	後	同上	7.4 ～ 13.5	303.1
			後	同上	7.9 ～ 13.4	300.0

福岡県告示第313号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年2月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
八 女	唐 尾 広 川 線	みやま市瀬高町大字小田3163番先から 筑後市大字溝口917番1先まで

福岡県告示第314号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

田川	県道	英彦山 香春線	前	田川郡添田町大字津野 3275番1先から 同郡同町大字津野3344番 1先まで	7.6 ～ 15.2	19.5
			後	同上	7.6 ～ 13.0	

## 公 告

### 公告

福岡県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則案について、平成21年11月30日から平成22年1月4日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成22年2月3日に公布しました。

平成22年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

### 問い合わせ先

福祉労働部労働局労働政策課就業支援係

電話：092 - 643 - 3592

メールアドレス：rosei@pref.fukuoka.lg.jp

### 公告

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成22年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 意見募集期間

平成22年2月8日から平成22年3月9日まで

#### 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載

するほか、福岡県建築都市部住宅計画課に備え置きます。

### 公告

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成22年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

#### 1 意見募集期間

平成22年2月8日から平成22年3月9日まで

#### 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部住宅計画課に備え置きます。

### 公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定による免許を受けた次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、同法第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、その免許を取り消すことがある。

平成22年2月19日

福岡県知事 麻生 渡

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事(1) 第15632号	三共設計福岡株式会社 代表者 永島 祐二	大牟田市不知火町1 - 4 - 11
福岡県知事(13) 第1823号	株式会社幸福不動産 代表者 松尾 俊明	福岡市中央区白金2 - 15 - 2

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第37号



銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年2月19日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所等

#### (1) 講習会の日時

平成22年3月19日（金）午前10時から午後5時までの間

#### (2) 講習会の場所

福岡県久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署会議室

#### (3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

### 2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

### 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第38号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成22年2月19日

福岡県公安委員会

### 1 講習会の日時、場所等

日時	場所	開催警察署
平成22年3月12日（金） 13:30～16:30	直方市殿町5番31号 直方警察署 会議室	直方警察署
平成22年3月15日（月） 13:30～16:30	糸島市前原中央1丁目6番1号 糸島警察署 会議室	糸島警察署
平成22年3月15日（月） 13:30～16:30	小郡市大板井234番地1 小郡警察署 会議室	小郡警察署
平成22年3月23日（火） 13:30～16:30	北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署 会議室	戸畑警察署

### 2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

### 3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。

- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地为管轄する警察署に対して行うこと。

正 誤
-----

発行年月日	公報 番号	種類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
22・1・4	3057	目 次		1			11		土地改良区の定款の変更の認可	土地改良事業計画の変更の認可